2　大臣官房に置かれる審議官及び参事官のうちそれぞれ一人は、平成二九年三月三一日まで置かれるものとすることとした。

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令**（政令第一二二号）（厚生労働省）

1　独立行政法人福祉医療機構が行う資金の貸付業務の貸付を受けることができる者として、障害児通所支援事業を行う法人を追加するとともに、当該業務の対象となる指定障害福祉サービス事業者である法人の範囲を拡大することとした。（第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**警察法施行令の一部を改正する政令**（政令第一二三号）（警察庁）

1　大阪府警察本部の内部組織の基準を改めることとした。（別表第一関係）

2　地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準を改めることとした。（別表第二関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第一二四号）（内閣府本府）

1　国の負担又は補助の割合の特例等

沖縄振興交付金事業計画に記載する事項のうち、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業について定めることとした。（第三二条の二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一二五号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として原子力災害影響調査等交付金及び農林水産基盤整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額を追加するとともに、廃止された給付金の規定を削除することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第一二六号）（経済産業省）

1　内外の金融秩序の混乱のため出資を行うことが一般に困難と認められる期間を「平成二一年五月一日から平成二二年九月三〇日まで及び平成二三年五月二五日から平成二四年三月三一日まで」から「平成二一年五月一日から平成二二年九月三〇日まで及び平成二四年四月六日から平成二五年三月三一日まで」に改めることとした。（第八条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**株式会社企業再生支援機構法施行令の一部を改正する政令**（政令第一二七号）（内閣府本府）

1　株式会社企業再生支援機構の借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の限度額を一兆六、九九〇億円とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**土地改良法施行令の一部を改正する政令**（政令第一二八号）（農林水産省）

1　米穀の生産の転換を図るために必要な農業用の排水施設の新設等を行う事業に関し時限措置として認められていた申請要件等の特例につき、期限を定めない措置とすることとした。（第五〇条第一項、第七八条第一項、附則第三項及び第一一項並びに別表関係）

2　その施行に係る地域の全部を都道府県の区域の一部とする国営土地改良事業のうち東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律第二条第三項に規定する復旧関連事業について、当該土地改良事業に係る換地処分等を農林水産大臣が行うこととした。（第五一条の二関係）

3　時限措置として認められていた都道府県営土地改良事業に係る申請要件の特例等の措置につき、期限の到来に伴い廃止することとした。（附則第七項及び第一〇項関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一二九号）（財務省）

1　政府が、保険会社との間に締結する地震再保険契約により支払う再保険金額は、保険会社が支払う保険金額が一、〇四〇億円（改正前一、一五〇億円）を超える場合に、一、〇四〇億円を超えて六、九一〇億円（改正前八、七一〇億円）以下の部分については五〇パーセント、六、九一〇億円を超える部分については九五パーセントを政府が支払うこととした。ただし、暫定の特例措置として、平成二七年三月三一日までは、九五パーセントとあるのは、五万五、〇九〇分の五万四、一八五とすることとした。（第三条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令**（政令第一三〇号）（厚生労働省）

1　麻薬取締官を増員し、定数を二七〇人とすることとした。（第九条関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、平成二四年四月一日から適用することとした。

◇**介護保険法施行令の一部を改正する政令**（政令第一三一号）（厚生労働省）

1　介護予防・日常生活支援総合事業が円滑に実施されるようにするため、地域支援事業の額の額につき、現行は給付見込額に一〇〇分の三（うち介護予防等事業については一〇〇分の二）を乗じて得た額の範囲内となっているが、介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村であって、当該額を超えるものにあっては、地域支援事業の額は給付見込額に一〇〇分の四（うち介護予防等事業については一〇〇分の三）を乗じて得た額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額とする等の特例を設ける改正をすることとした。（第三七条の一三関係）

2　この政令は公布の日から施行することとした。

◇**国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定の整備及び経過措置に関する政令**（政令第一三二号）（厚生労働省）

一　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正関係（第一条関係）

市町村が行う国民健康保険における保険給付等に要する費用に対する国庫負担の割合を引き下げることに伴い、当該年度における当該国庫負担の割合を一〇〇分の三四から一〇〇分の三二に引き下げる等の規定の整備を行うこととした。

二　国民健康保険法の一部を改正する法律附則第三条第二項の規定により算定した同条第一項第一号に掲げる額の規定（第二条関係）

国民健康保険法の一部を改正する法律附則第三条第二項に規定する政令の定めるところにより算定した同項第一号に掲げる額について、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第二条第二項の規定により読み替えられた同条第一項第一号の規定の例により算定した額とすることとした。

三　国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置（第三条～第五条関係）

国民健康保険制度における国庫負担に関する事項及び都道府県負担に関する事項について、所要の経過措置を設けることとした。

四　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。